

## 未熟児養育医療の申請について

### 1 未熟児養育医療とは

身体の発育や機能が未熟なまま出生した未熟児は、生後速やかに適切な処置を講じる必要があります、また、正常な新生児が有している機能を得るまで、適切な医療を受ける必要があります。

この制度は、母子保健法に基づき、この期間に指定養育医療機関で受けられる保険診療による入院医療費（入院時食事療養費を含む。）の一部を公費で助成するものです。

この制度の助成を受けるためには、お子さまの保護者による、出生後の速やかな申請が必要です。

**※ 申請書類は出生届出後にご提出ください。**

**※ 対象児の住所が与論町外の場合は、住所地を管轄する保健所及び保健センター等へお問い合わせください。**

### 2 申請書類

- 養育医療給付申請書（保健センターにあります。）
- 養育医療意見書（指定養育医療機関で発行）
- 世帯調書（保健センターにあります。）
- 扶養義務者及び同一世帯で所得のある方全員の当年度（前年分）の所得税額を証明できる書類
  - (1) 会社に勤務する方・・・・・・・・・・源泉徴収票
  - (2) 自営業などの方又は(1)で確定申告をされた方・・・確定申告書の写し
- ※ 当年度（前年分）の書類が未交付等により提出できない場合は、前年度（前々年分）の書類
- 上記の所得税額が非課税（0円）の世帯（所得税が課税されず確定申告の必要がない世帯）は、市役所（区町村役場）発行の当年度市・町民（住民）税課税額証明書（住民税非課税世帯は非課税証明書）も併せて必要です。
- 生活保護世帯の方は、福祉事務所（鹿児島県与論合同庁舎）発行の保護証明書（税額証明は不要）
- 対象児の健康保険証（手続き中（未交付）の場合は、加入予定の保護者の健康保険証）
- 母子健康手帳
- 印鑑（朱肉を使うもの。）

### 3 その他

世帯全員分の所得税課税状況等に応じた一部自己負担があります。

医療費以外のオムツ代などは助成の対象外です。

申請書類は、与論町のホームページからダウンロードすることができます。

申請または制度の内容については

与論町保健センター

〒891-9301 与論町茶花1491番地

☎ 0997（97）5105

fax0997（97）5110

へお問い合わせください。

※ 受付時間は、平日（土曜・年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時15分までです。